

問題	解答	解説
第1問 問1	1	弁護士資格を有しない者が個別具体的な法律判断を下した場合、弁護士法に抵触する可能性があります。
問2	2	公正証書遺言の証人は、未成年者及び遺言者の推定相続人、受遺者等の利害関係人以外の者であれば、弁護士に限られずになることができます。
問3	2	弁護士資格を有しない者が業として有償で行う遺言書作成のアドバイス(法律相談)を行うことは、弁護士法に抵触します。
問4	1	弁護士資格を有しない者でも相続関連セミナーを開催し、講師として一般的な相続の説明を行うことは可能です。
問5	2	税理士資格を有しない者が、有償無償を問わず税務相談を受けることは税理士法に抵触します。
問6	2	一般的な税制の解説は、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。
問7	2	税理士資格を有しない者が、相続税の試算をすることは有償無償を問わず税理士法に抵触します。
問8	2	相続登記の申請及びその相談に応じることは、有償無償を問わず司法書士法に抵触する可能性があります。
問9	2	個人情報保護法の対象者となる個人情報取扱事業者は、5,000人分超の個人データベース等を常時所持している事業者となります。
問10	1	個人情報を基に業務を行う相続診断士は、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い管理をしなければいけません。
第2問 問11	1	失踪宣告は、その効果として一定期間経過後に死亡したものとみなされるため、相続の開始原因となります。
問12	2	相続の放棄は、代襲原因とはなりません。代襲原因となるのは、「以前死亡」、「相続欠格」、「相続廃除」です。
問13	1	被相続人の配偶者は常に相続人となり、他の相続人となるべき者、例えば子があるときは、子と同順位で相続をします。
問14	1	相続人は相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します。
問15	2	生活保護受給権は、被相続人の一身に専属した権利となるため、相続できません。
問16	1	遺産分割について共同相続人間で協議が調わない場合、家庭裁判所に遺産分割の調停(審判)を申し立てることができます。
問17	1	遺産分割の効力は、相続開始時にさかのぼってその効力を生じます。
問18	2	相続の放棄は、自己に相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。
問19	2	15歳に達した者は、遺言書を作成することができます。
問20	1	公正証書遺言作成時の証人は2名以上です。
問21	1	遺留分を有する者は、兄弟姉妹以外の推定相続人、すなわち、配偶者、子及び直系尊属となります。
問22	2	相続開始前の遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可が必要となります。
問23	2	法定後見制度における後見人の類型は、「後見」、「保佐」及び「補助」の3つです。
問24	1	祭祀財産である墓所、霊廟、仏壇、仏具は、その財産の性質、公益性、社会政策的見地等により相続税の非課税財産とされています。
問25	2	相続放棄をしても、生命保険金の受取人の地位に影響はありません。
問26	2	被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した死亡退職金は相続税の課税対象となる一方、被相続人の死亡後3年経過後に支給が確定した死亡退職金は一時所得として所得税の課税対象となります。
問27	1	「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の評価減の特例」等の規定の適用を受けたことにより納付すべき相続税額がゼロとなる場合においても、相続税の申告書を提出する必要があります。
問28	1	貸家建付地の評価額＝自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)
問29	2	未上場会社の株式(取引相場のない株式)も相続税の課税対象となります。
問30	2	任意後見人は、個人、法人問わず就任することができます。
第3問 問31	1	孫への贈与は、基礎控除額(110万円)を使える対象が増えるほか、相続を1回飛ばすことにもなり、結果として相続税の課税を1回減らすことになるため有効です。
問32	1	生前贈与した財産は、その後評価額が上昇しても、その上昇額が相続財産の評価に影響しません。
問33	2	贈与税は累進割合が高く、通常、贈与税の負担率は相続税の負担率よりも高くなるため、負担率を考慮しないと多額の贈与が裏目に出ることがあります。
問34	2	贈与税の配偶者控除は、控除しきれない金額が生じた場合でも、その金額を翌年以降に繰越して控除することはできません。
問35	2	贈与時の評価額で据え置かれるため、評価額が上昇しそうな財産から優先して贈与していくことが有効です。
問36	1	相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産は、相続税の課税価格に加算されるため、贈与者が高齢で、相続人に贈与する際には注意が必要である。
問37	2	将来評価額が上昇しそうな財産を贈与時の時価で据え置くことができる点で、相続対策としてのメリットはあります。
問38	2	正しくは「相続開始前3年以内」です。
問39	2	不動産の贈与には登記費用等のコストがかかるので、少額の贈与を繰り返す場合には、金融資産の方が実行しやすい。
問40	2	贈与の場合には評価額を下げてから行う方が、税金的な負担が軽減されて有利となります。
第4問 問41	1	1. 税理士資格を有しない者が、他人の求めに応じて相続税の申告書の作成をすることは有償無償を問わず税理士法に抵触します。
問42	2	2. 税理士資格を有しない者が、個別具体的な相続税の計算をすることは有償無償を問わず税理士法に抵触します。
問43	3	3. 配偶者は第一順位、直系尊属は第二順位の相続人です。
問44	1	2. 限定承認の効果により相続債権者等の利害関係人に多大な影響を与えるため、何回でもやり直すことができるものではありません。 3. 限定承認は、相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所へ申述しなければなりません。
問45	1	1. 遺言書がある場合でも、相続人全員の同意があれば、必ずしも遺言書通りに財産を分割しなければならないわけではありません。
問46	3	2. 自筆証書遺言は、弁護士に相談して作成したかどうかにかかわらず、遺言者死亡後、家庭裁判所での検認の手続が必要となります。
問47	3	1. 遺留分権利者が直系尊属のみの場合、相続人全体の遺留分は3分の1となります。 2. 兄弟姉妹に遺留分はありません。
問48	1	2. 乙が受け取った生命保険金は、甲のみなし相続財産として、相続税の課税対象となります。 3. 負担付贈与であっても、贈与税の課税対象となります。
問49	3	3. 遺言執行費用は被相続人の債務ではないため、債務控除の対象となりません。
問50	2	2. 相続時精算課税制度を利用した場合には、本制度を利用して贈与した財産が、贈与時の時価で相続税の課税価格に加算されることから、目的に応じた使い分けが必要となります。
問51	1	1. 家屋の評価額は「課税時期における固定資産税評価額」をベースに計算します。
問52	1	2. 金銭による一括納付を困難とする事由がないと、相続税の延納は認められません。 3. 相続税の物納財産として、このほかに船舶や動産も認められています。
問53	3	3. 相続時精算課税制度を選択した後に本制度の利用を撤回することはできないため、贈与税の基礎控除額を使うこともできません。

問題	解答	解説
問54	2	2.法人から個人が贈与を受けた場合、贈与税については非課税となります。(所得税が課されるケースはあります。)
問55	1	2.正しくは「婚姻期間20年以上」です。 3.居住用不動産を取得するための金銭の贈与についても適用を受けることができます。
第5問 問56	4	本問における法定相続人は、配偶者乙、子A、子B、子Cです。ただし、子Bはすでに死亡しているため、孫Dが子Bを代襲して相続人となります。法定相続分は、配偶者乙 $1/2$ 、子A、子C、孫Dは $1/3 \times 1/2 =$ 各 $1/6$ となります。
問57	2	本問における法定相続人は、配偶者乙、子B、子Cです。子Aは相続放棄をしているため、相続人にはならず、相続放棄は代襲原因でもないため、孫Dも相続人とはなりません。また、第一順位の子がいるため、父母や妹は相続人とはなりません。法定相続分は、配偶者乙 $1/2$ 、子B、子Cは $1/2 \times 1/2 =$ 各 $1/4$ となります。
問58	3	本問における法定相続人は、配偶者乙、子A、子Cです。子Bは相続放棄をしているため、相続人にはなりません。子Aはすでに死亡しているため、孫D及びEが子Aを代襲して相続人となります。法定相続分は、配偶者乙 $1/2$ 、子Cは $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、孫D、孫Eは、 $1/2 \times 1/2 \times 1/2 =$ 各 $1/8$ となります。
問59	4	本問における法定相続人は配偶者、子A、子B、子C、子D、合計5名です。 遺産に係る基礎控除額の計算において、相続放棄があった場合には、その放棄がなかったものとして法定相続人を判定することとされています。 さらに、普通養子がいる場合には、①実子がいる場合には普通養子1名まで、②実子がいなかった場合には普通養子2名まで、法定相続人の数に算入できることとなっています。
問60	1	本問における法定相続人は、配偶者乙、子A、子Bです。その遺留分は、配偶者乙 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、子A、子Bは $1/2 \times 1/2 \times 1/2 =$ 各 $1/8$ です。父母は、第一順位の相続人の子がいるため相続人ではありません。したがって、遺留分もありません。